

うきは市農業委員会第3回総会議事録

〔開催日時〕 令和6年5月10日（金）午後1時30分から

〔開催場所〕 うきは市役所 1階 101・102会議室

〔議事日程〕

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権設定変更）について

議案第6号 非農地判断（非農地証明願い）について

議案第7号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 土地改良届について

報告第3号 耕作台帳名義人変更届について

（出席委員）

会長	16番	佐々木	芳幸		
副会長	15番	家永	学		
委員	1番	樋口	美智子	8番	尾花 里美
	2番	古賀	和妃郎	9番	野村 啓次
	3番	山下	智	10番	佐藤 康成
	4番	樋口	幸代	11番	石井 信一
	5番	内山	良江	13番	熊谷 正二
	6番	上村	泰司	14番	高浪 眞次
	7番	後藤	一善		

欠席委員 12番 森 和正

（農業委員会職員）

事務局長 高山 靖生 主事 佐藤 光亮

- 会長 挨拶
- 局長 それでは議案審議報告に入らせていただきます。議事進行につきまして農業委員会会議規則第5条に基づき会長が行うことになっておりますのでお願いします。
- 議長 それでは審議に入りたいと思います。本日の議事録署名人を4番・6番委員にお願いしたいと思います。それでは議案に入ります。議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。事務局の説明を求めます。
- (議案第1号—1上程)
- 事務局 (議案第1号—1説明・朗読)
- 議長 それでは分科会長の意見を求めます。
- 14番 5月7日に現地調査を行いました。事務局より説明がありましたように、譲受人が家屋と一緒に購入し、教室を開くために利用するという事で面積も88㎡であり、譲渡人が高齢なこともありやむを得ないと判断いたしました。
- 議長 それでは担当委員の意見を求めます。
- 15番 申請地の周りは宅地・水路になっておりますので、問題はないかと思っております。ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 質疑なしと認めます。採決に入ります。
- 議案第1号—1について賛成の方の挙手を求めます。
- (全員賛成)
- 全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。
- それでは議案第1号—2を議題とします。事務局の説明を求めます。
- (議案第1号—2上程)
- 事務局 (議案第1号—2説明・朗読)
- 議長 それでは分科会長の意見を求めます。
- 分科会長 今説明がありましたように西側が自己所有地で、現地調査のときには大型クレーン等が置かれておりました北側は更地で現在未使用になっております。バイパスからの進入路として使用するものであり現況は荒れた状態となっております。やむを得ないというふうに判断をいたしました。
- 議長 それでは担当委員の意見を求めます。
- 13番 現況は荒れた状態で、西側は重機や材料が置かれております、北側は駐車場で綺麗になっておりますので、やむを得ないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。
- 議長 それでは質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第1—2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

それでは議案第1—3を議題とします事務局の説明を求めます。

(議案第1—3上程)

事務局

(議案第1—3説明・朗読)

議長

それでは分科会長の意見を求めます。

14番

現在は申請地の隣に倉庫があります。現況は草が大部分に覆われていました。譲渡人は84歳と高齢であり、譲受理由としては駐車場・進入路ということで会社としても利便性がよくなり、特に問題ないと思います。ご審議の程お願いします。

議長

それでは担当委員の意見を求めます。

8番

申請地は以前工場の建設予定地だった部分もありましたが、大きなトラックが入口から工場へ入る際に曲がりにくいというのもあり、進入路と駐車場の建設予定地となっております。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

4番

私はすぐそばに住んでおり、なぜ今回申請されたところは最初に作ったときに申請しなかったのかなと思いました。

議長

事務局、何かこうこうなった理由あたりがわかれば。

事務局

実際には時期をずらしてというところで、何かそれなりの事情があったのかなというところでもあります。一般的に3000㎡を超えるのと超えないのでは建築基準法の関係で申請の手続きの要件が加わったりする部分があります。3000㎡未満で申請し、ある程度の期間で事業拡張していくようなケースはたまに見られますので、今回がどうかは細かくは聞いておりませんが、そういった事情も含まれるのではないかと考えております。

議長

事務局がおっしゃったように3000㎡超えると県の許可が必要になり、協議をしなければなりませんのでその辺りも大変になってくるところもあるのでないかなと思います。今後こういう案件も出てくるかなとは思いますが、他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第1号—3議案について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

それでは議案第2号—1を議題とします事務局の説明を求めます。

(議案第2号—1上程)

事務局 (議案第2号—1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 今説明がありましたように、住宅の建設用地となっております。近隣に麦が植わっておりますが、いびつな形の地でもありますし周辺が住宅地となりつつあるようなところがございますので、一定やむを得ないのかなというふうに判断をいたしました。ご審議の程お願いします。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

8番 事務局と分科会長さんのお話の通りでございます。申請地はいびつな形でありますので、農地として利用するのはなかなか大変なのかなと思いき、周りも住宅地となっておりますので、仕方ないと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

11番委員どうぞ。

11番 ちょっと上の方に電線があるみたいですけど、宅地なんかも上に電線があってもいいですか。

事務局 ちょっとわかりにくいですが、実際に電線の方は道路に沿っていると思いますので、路肩であろうと思います。

議長 他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第2号—1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

それでは議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。

1番より事務局の説明を求めます。

(議案第3号—1上程)

事務局 まず番号1についてですが、こちらは総会資料を皆さんの方へ配布した5月7日に、譲受人の方が亡くなっております。そういった関係もあり、番号1につきましては、今回は、議題に上げないということで取り消したいと思っております。よろしく願いいたします。

議長 それでは1番は取り下げにしたいと思います。

議案第3号—2の説明を求めます。

(議案第3号—2上程)

事務局 (議案第3号—2説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

1 番 4月25日に現地確認をいたしました。行政書士さんに一任しているということで本人は見ておりませんでした。宅地に付随している農地の確認だけでしたが、現況は草刈もされていまして、これからの管理の仕方を見守っていきたいと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 はいそれでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります、議案第3号—2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第3号—3を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号—3上程)

事務局 (議案第3号—3説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

5 番 こちらは10年ほど前まで柿畑でしたが、ご両親が亡くなり伐採されております。現在は雑木がだいぶ入っており、譲渡人と譲受人で整備していますが、譲受人が体力的に難しく後継者もいないということで、もらってくれる人が居ればすぐにでも渡したいということをお話されて、それなら譲受人が引き受けることになったようです。本人はみかんなどを植えたいということで、イノシシ対策だけはしっかりしてくださいということをおっしゃっております。皆様ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第3号—3について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第3号—4を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号—4上程)

事務局 (議案第3号—4説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

2 番 先日、譲受人と一緒に現地を確認いたしました。柿畑に行くには申請地を通らないと行けないということで以前から譲受人が管理されていて田んぼの方も基盤整備の時から購入する約束をしていて、今回契約が成立したということをお聞きしております。譲受人は認定農業者で面積も多く作っておりますし、問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第3号―4に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第3号―5を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号―5上程)

事務局 (議案第3号―5説明・朗読)

議長 それでは担当が私ですので私の方から御説明をいたします。場所に関しては、ちょうど横を久大線が通っており、農地としては一番奥まったようなところで、申請地の左側はお墓でございまして。周辺は段差が非常にあります。あと1ヶ所の方に関しては、譲受人が農舎を持たないということで小屋も建っているのを譲るといってお話になっております。ただ農舎が建っておりますが、本来であれば農地転用なり、農業用倉庫として申請を出していただくべきですが、今回申請が終わった後に譲受人に農舎の申請を出していただくということで、話ができております。また譲受人は数年前に三反ぐらいの土地を購入しており、現在は梨畑を管理されているということで問題ないと考えております。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

それでは質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第3号―5について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第3号―6号を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号―6上程)

事務局 (議案第3号―6説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

3番 申請地は居宅と一緒に農地を購入されるということでございまして。現在荒れ地になっておりますが、面積も300㎡ぐらいで家庭菜園として維持管理をされるということですので特に問題ないと思います。ご審議の程お願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第3号―6に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第3号-7を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号-7上程)

事務局

(議案第3号-7説明・朗読)

議長

担当委員が欠席ですので事務局の方よりご説明をいたします。

事務局

担当委員よりお話をお聞きしております。お互いに大きい農家さんで狭い農地の耕作のために、遠方までいかなければならないというところで、作業の効率化を図っていくための贈与ということで、問題ないということをお伺いしております。

議長

はいそれでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第3号-7について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

議案第3号-8・9については、同一のところでありますので一緒に議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号-8・9上程)

事務局

(議案第3号-8・9説明・朗読)

議長

それでは担当委員の意見を求めます。

10番

譲渡人は、浮羽町に在住で相続が終わり草刈はしていますが管理が難しいとのことで、隣接地の譲受人が家庭菜園として耕作するというので、今回の申請になっています。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長

それでは質疑に入ります。議案第3号-8について質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第3号-9の採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第3号-10を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号-10上程)

事務局

(議案第3号-10説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

6番 事務局よりご説明がありました通り、申請地は譲受人の宅地に隣接していて譲渡人の方は吉井に住んでおり、高齢で耕作困難ということでもあります。申請地につきましても、譲受人の方がすでに手入れをしているということで特に問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

質疑なしと認めます。それでは採決に入ります。
議案第3号-10について賛成の方の挙手を求めます。
(賛成多数)

賛成多数ということでご許可といたします。
それでは議案第4号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について議題といたします。事務局の説明を求めます。
(議案第4号上程)

事務局 (議案第4号説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

質疑なしと認めます。それでは採決に入ります。
議案第4号について賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)

全員賛成ということで議案通り市長へ報告いたします。
それでは議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定変更)について議題とします。事務局の説明を求めます。
(議案第5号上程)

事務局 (議案第5号説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

質疑なしと認めます。それでは採決に入ります。
議案第5号について賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)

全員賛成ということで議案通り市長へ報告します。
それでは議案第6号非農地判断(農地証明願い)について議題とします。
1番より事務局の説明を求めます。
(議案第6号-1・2上程)

事務局 (議案第6号-1・2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

14番 説明がありましたように議案第6号-1については、所有者の妹さんが子供のときからこの状態でしたということで、相当前から現在の状況になっていたということです。現況は農地ではなく庭のようになっております。致し方ないのではないかというふうに思いました。議案第6号-2ですが、現地行きましたが広い屋敷の敷地内の庭園になっていました。こちらも相当前からこの状態ではなかったであろうかというふうに思います。やむを得ないと判断をいたしました。ご審議のほどお願いします。

議長 担当委員が欠席ですので、事務局からお願いします。

事務局 こちらも担当委員さんからお話をお伺いしています。敷地内の宅地と庭は一体化している状況でございました、ずいぶん前から宅地の敷地一体として使われていますので、やむを得ないと判断するということでお伺いしているところでございます。

議長 続いて議案第6号-2について担当委員の意見を求めます。

8番 所有者は2年前に家へ戻り家の整理をしたところ、畑と田んぼがあることに気づいて、私のところにご相談がありました。今回の申請にあたり記憶をたどると40年以上前から庭のようになっていたということです。仕方ないじゃないかなと思っております。ご審議よろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。それでは採決に入ります。

議案第6号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで非農地として判断いたします。

それでは議案第7号を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(議案第7号上程)

事務局 (議案第7号説明・朗読)

議長 質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで議案通り可決し最適化活動目標とします。

それではこれから報告に入りたいと思います。事務局の説明を求めます。

(報告事項1・2・3説明・朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議 長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印